

税務証明申請書（郵便請求用）

※下記の必要事項に記入して下さい。代理人が申請する場合は、委任状が必要です。

証明が必要な人の氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
渡嘉敷村での住所 (1月1日の住所)	渡嘉敷村字
現住所	
電話番号	(携帯・自宅・勤務先)
必要とする理由	
住民税・納税関係証明書 【1通につき、300円】	令和 年度 所得証明()通 令和 年度 課税(非課税)証明()通 令和 年度 納税証明()通
資産税関係証明書 【1件300円、ますごとに50円 加算】	令和 年度 評価証明()通 令和 年度 資産(無資産)証明()通 令和 年度 公課証明()通
軽自動車税納税証明書 【無料】	車両番号 ()通
その他の証明書 【1通につき、300円】	()通

【必要書類等について】

- ① 税務証明申請書（郵便請求用）
- ② 証明手数料（ゆうちょ銀行の定額小為替）
- ※ 資産税の証明額（必要額）は、事前にお問い合わせください。
- ③ 申請者の本人確認書類の写し（免許証、保険証など）
- ※ 故人の資産税証明の場合、代理人（相続人）の写しを同封してください。
- ※ 行政書士の方が代理で取得する場合は、担当者の資格証等も同封してください。
- ④ 返信用封筒（封筒に切手を貼り、返信先の住所を記載ください。）
- ⑤ 委任状（本人以外（代理人）が申請する場合のみ）
- ⑥ 故人名義の請求の場合、亡くなつたことの分かる書類（写し）と申請者との続柄が分かる書類（写し）をご準備ください。

（裏面へ続く）

【証明年度について】

- 今年度の所得及び課税証明書は、去年の1月から12月分の所得額とその所得に基づく住民税課税額の証明となります。また、最新年度の証明書は6月以降にしか発行ができません。

【手数料の徴収根拠について】

- 渡嘉敷村手数料徴収条例に基づき徴収しております。

【定額小為替の過剰同封について】

- 発行に必要な手数料額は事前に確認をお願いしておりますが、確認せずに小為替を多めに同封して送付するケースが増えております。現金での返金ができないため、切手に換金する事務が都度発生してしまうため、過剰に同封する行為は控えていただけるようお願いいたします。

【送付先について】

- 下記住所へ送付をお願いします。

〒901-3592

沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷183番地

渡嘉敷村役場 総務課宛 税務証明申請書在中